



Title	安保条約の条約期限に関する考察（二・完）
Author(s)	鍛治, 一郎
Citation	阪大法学. 2020, 69(6), p. 91-119
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87266
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

安保条約の条約期限に関する考察（二・完）

鍛治一郎

はじめに

第一章 条約期限の不備

第二章 条約期限と憲法改正（以上、第六九巻第五号）

第三章 条約期限と沖縄返還

結論（以上、本号）

さて、他の条項の問題も含め、安保改定にまつわる米国政府内の調整を終えたマッカーサーは、一〇月四日、日本側に米国側の草案を交付した。⁽⁷⁶⁾これまで見てきたように、条約期限について日米両国は同じ方針に達しており、最終的に出来上がった条文はこのとき両者が考えていたものが基礎となっている。すなわち、条約は一〇年間固定され、それ以降は無期限に続くが、一年の猶予ののち、日米いずれか一方の意思のみで条約の廃棄が可能となる条約期限である。だが、日米交渉の結果、いくつかの修正と問題が浮上した。

交渉の焦点は大きく分けて三つあった。ひとつは、重光試案で問題となつた、条約期限と条約の適用地域の関係である。新しい安保条約の適用地域の範囲をどこまでにするかは、大まかに三通りの考え方があつた。（西）太平

洋、日本本土と沖縄・小笠原諸島、そして日本本土のみ、である。⁽⁷⁷⁾ 太平洋が適用地域なら日米が互いに守りあうかたちとなり条約の相互性は保たれるが、日本にとつて憲法上の疑念が生じ、日本本土を日米が守りあうかたちにすれば条約の相互性が不明瞭になる問題があつた。⁽⁷⁸⁾

そして、適用地域に沖縄・小笠原諸島が含まれる場合、重光の試案が示したように、固定期限の長さと両諸島の施政権返還の問題があつた。もし沖縄・小笠原諸島を適用地域に入れて、日米が日本本土と沖縄・小笠原諸島を守りあう場合、「沖縄の施政権が返還されれば、条約の相互性が失われ、したがつて、条約の存立の基礎が失われる」ことになるため、「日本は沖縄の施政権返還を当分（少くとも条約の確定有効期間は）あきらめたということを、公けに認めることになる」。⁽⁷⁹⁾ そのため、外務省は条約期限を「条約地域、駐兵などを中心とする条約の性格いかんにより影響をうける」ものと考へた。⁽⁸⁰⁾

この問題は、米国の求める「持続性があり且つ信頼性のある」条約のあり方ともぶつかった。仮に返還によつて相互性の基礎が失われれば、それは「日米関係を安定せる基礎」としての「永続性ある条約」に傷をつける恐れがあつたからである。⁽⁸¹⁾ 一時期、外務省は条約の固定期限を五年に縮めることも考へたようである。⁽⁸²⁾

最終的にこの問題は、日本が沖縄を軸に戦争に巻き込まれるという批判が日本国内に起きたことや、沖縄を適用地域に入れることで沖縄の施政権問題がからむことを米国が懸念したため、適用地域を日本本土に限定することで決着がついた。⁽⁸³⁾ 同時に、固定期限も一〇年に戻すことで落ち着いた。

条約期限に関する二つ目の争点は、無期限をどう表記するかの問題である。一九五九年の三月に入り、日本側は無期限という表現を、国連の措置が有効と日米両政府が認めるまで、といったかたちに字句修正するよう、米国側に求めた。このときの日本側の目的は、日本国内によりなじみやすいよう国連との結びつきを強調することであり、

無期限の趣旨を変更するものではなかつた。⁽⁸⁴⁾ おそらく、無期限の表記では条約の永続性が強く出すぎてしまい、かえつて日本国内の批判を呼び起こすことを懸念したためと考えられる。

だが、この日本側の要求に米国側は難色を示した。マッカーサーは「嫌々十年経つたらそれで終了」と云ふ感じである」とその消極性を批判した。⁽⁸⁵⁾ だが、最終的にマッカーサーは修正が無期限の趣旨を変更するものではないと判断し、いくつか問題視した表現を修正したうえで日本の提案に同意することとなつた。⁽⁸⁶⁾

第三の争点となつたのは、一〇年の固定期限に対する解釈である。一九五九年秋、自民党内で河野一郎を中心に、改定内容の再交渉を求める運動が起きた。河野の要求のなかには、固定期限が有効のあいだでも条約の再検討が可能なような合意議事録をつくることも含まれていた。⁽⁸⁷⁾ その理由として河野は、国務次官補のパーソンズに対し、憲法改正が実現し日本が米国と防衛責任を分担できるようになつたとき条約が再改定出来ることが望ましいと説明している。⁽⁸⁸⁾

だが、米国はこの要求を拒否した。そのような議事録は、条約再検討の問題を常に呼び起こす危険があり、そもそも米国は条約再検討のような事態を防ぐために固定期限を設定したわけである。河野の要求は、米国の目的と相反していた。最終的にこの提案は取り下げられることになるが、この合意議事録をめぐる日米交渉で、固定期限内に条約の改定は困難であるとの解釈が日米両政府間で共有されることになつた。⁽⁸⁹⁾

新安保条約が調印されたのは、一九六〇年の一月である。この条約の期限は第一〇条に置かれ、次のように規定した。

「この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生

じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。もつとも、この条約が一〇年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」

これまで見てきたように、新安保条約の期限は、日米両国の主張を取り入れたものとなつた。まず、廃棄通告の規定は、主権国家として米国と対等であるため、これまで日本が求め続けてきた条約期限である。だが、この規定が条約の存続をさまたげる可能性を考慮した米国は、条約を継続させる最低限の保証として、一〇年の固定期限を条文に挿入させた。

固定期限を必要としたのは日本も同じだが、その事情は米国とは異なつていた。日本は当初、固定期限を米国と相互的な防衛条約をつくるためのタイム・スケジュールとみなした。つまり、日本は固定期限を米国とより対等な関係をつくるための手段と考えた。安保改定交渉が始まると、期限を日米対等化のタイム・スケジュールとする考えは明示的ではなくなつたが、岸は固定期限がきたあとの条約再改定を期待していたとみられる。新安保条約の国会審議において、公聴人として条約期限の意義を評した大平善悟一橋大学教授の次の言葉は、日本の立場や岸の期待などをもつともよく要約していると思われる。

「今後十年によつて日本はますます国力を充実いたしまして、さらによりよき発展を遂げるだらう、それまでの間十年は必要であろう、そう考えますと、N A T O の終わりがこれから約十年、ちょうど終わりが一致するわけでありますと、十年は相当であると考えます。無期限が十年になつた。十年後におきましては日本は非常な強い立場

に立ち得るのであります。法律的にも政治的にも、新しい安保体制によつてそういうことが約束されたのでありますから、私はこの条約の最大の利点といたしたいのであります。⁽⁹⁰⁾』

だが、かつて米国が懸念したように、この条約期限にはもう一つ可能性があつた。新安保条約承認の強行採決をきつかけに、国会は空転し、大規模な安保反対運動、いわゆる安保騒動が引き起こされた。そのため、固定期限がきれ、条約の廃棄が可能となる一九七〇年に安保騒動が再現し、条約が解消される可能性が高まつたのである。いわゆる「一九七〇年問題」⁽⁹¹⁾であり、固定期限が切れる一九七〇年に、安保条約を続けるのか、変えて続けるのか、それとも、止めるのか。安保条約をめぐる、日米両国のかたな課題となつた。

第三章 条約期限と沖縄返還

安保改定の交渉当事者の一人であつた東郷は、安保条約の将来について次のような言葉を残している。

「現行安保条約は相互防衛と日本憲法を両立させるぎりぎりの所で出来上がつてゐるもので、これを右のような方向（より双務的な条約。筆者注）で改定しようとするならば、憲法改正と云わぬ迄も、少なくとも集団的自衛権⁽⁹²⁾は行使できないと云う憲法解釈を改めてからなければ出来ない相談であると思つてゐる。」

新安保条約をさらに対等なかたちに改めようとすれば、憲法をはじめとした、日本の国内法制度の変更が不可欠となる。前章で論じたように、安保改定の際、日本には条約期限をてこに、憲法改正と安保条約の相互防衛化の実

現をはかる構想が存在した。一九六〇年代の半ばから安保条約の延長議論をきっかけに、自民党、特に、岸などの右派や防衛族議員などが、憲法改正や日本の安全保障政策の転換を主張していった。いわゆる固定延長論と呼ばれる議論である。

安保騒動の責任をとり首相を辞任した岸は、一九六五年一〇月、「フォーリン・アフェアーズ誌 (Foreign Affairs)」にひとつの論文を投稿した。「日本の政治の動向」と題した論文で岸は、自民党の政策課題の中心に憲法改正をすることを主張した。岸にとって憲法改正は、日本の敗戦・占領の残滓を払拭するために重要であり、「この数年間は安保再改定と並んで日本の政治が当面する最大課題」であった。そして、論文の中で岸は「安保再改定問題には一九七〇年に必然的に直面する。私は憲法改正問題に積極的に挑むことが自民党の体質改善にも効果的であると確信している」と述べた。⁽⁹³⁾ここで岸は「安保再改定問題」、つまり固定期限がきれる一九七〇年に、安保条約をどうするかの問題と憲法改正をセットで論じている。

では、このとき岸は、憲法改正と安保条約、この両者の関係をどう考えていたのだろうか。まず安保条約についてだが、一九六三年のインタビューで岸は、安保改定の狙いについて次のようなコメントを残している。安保改定の重要なポイントのひとつは一〇年の固定期限であり、そのねらいは、「それは十年経てば国際情勢がかかる。そのとき改めて再検討しよう」と、固定期限が条約再検討のタイム・スケジュールである点を解説している。⁽⁹⁴⁾だとすると、岸は一九七〇年に安保条約の再検討、つまり安保再改定を行うべきと考えたのだろうか。どうやら、岸は条約内容をえることまでは、このとき考えなかつたようである。だが、条約期限は別だった。一九六六年に発表した論考において岸は、安保条約の内容そのものについては「今日までの運用の実際をみると、さしたる不つじうは感じられない」が、国内外の安保反対運動を考慮すれば、「結論的に、どうしても日米安保条約の期限を一

九七〇年を機会に、あらためて一定期間延長する必要がある」と、固定期限をさらに一〇年延ばすことを主張した。⁽⁹⁵⁾このときの岸の主張は、固定期限をさらに一〇年延長するよう安保条約を改定し、同時に自民党が憲法改正に取り組むことであった。前章で述べた、安保改定時の岸の構想と後年の回想をあわせて考えれば、おそらく岸は固定期限の再延長に、以下の役割を期待していたと思われる。ひとつが、日本国内での安全保障議論の活性化である。条約期限の変更は国会審議の対象となるため、必然的に国会で安保条約に関する議論が行われる。そうした議論をきっかけに憲法改正に対する日本国民の意識の向上をはかることが岸のねらいとみられる。岸の言葉を借りれば、「憲法改正をすべきである、あるいは改正せざるをえないのだ」という気持ちを起こさせしめるような宣伝、教育⁽⁹⁶⁾である。実際、一九六八年に行われた講演のなかで岸は、自身の遊説が日本国民の理解を得つつあり、また各紙が安全保障問題を検討する委員会をつくったことを評価して、固定延長は可能であると主張していた。⁽⁹⁷⁾

もうひとつが、そうして活性化した議論を背景に安保条約の相互防衛化を目指すことである。この時期の岸に、憲法改正と相互防衛条約化を直接結び付ける言動は、管見の限りでは見当たらないが、メディアのなかには、岸の固定延長論が「期間を長期固定化して、現行の片務的な内容を双務的なものに改めようとするもの」と観測するものがあった。⁽⁹⁸⁾また岸は、安保条約が相互防衛的でないことに内心の不満を漏らしている。さきに触れた一九六八年の講演で、岸は次のように述べている。

「もしも日本が安全を侵されるときは、アメリカは兵隊を出してとことんまで守る。これに反してアメリカがどこからやられたときは日本が行つて助ける。これで初めて双務的なんです。ところが日本は、アメリカがどういうことになろうが助けるということは条約に一つも書いてない。」⁽⁹⁹⁾

おそらく岸は、一九七〇年までに憲法改正をおこない、安保条約を相互防衛条約にきりかえることは難しいと判断したのではないだろうか。岸の後継首相となつた池田勇人は、憲法の問題など、安保騒動の再来を引き起こしかねない安全保障関係の議論を棚上げしていた。また、衆議院でも参議院でも自民党が三分の二を超える議席をもつ見込みもなかつた。そのため、自身の念願の実現をさらに一〇年、一九八〇年まで延ばすことの含みも込めて、安保条約の固定延長を考えたのではないかと思われる。

岸と同様の考えは、自民党の右派・防衛族議員のなかにも見られた。議論の中心となつたのが、自民党の安全保障調査会だつた。安全保障調査会は池田政権の方針である憲法改正の棚上げに批判的であり、一九六三年に出した報告書においても、一九七〇年問題について「まだ約七年もあるなどとノンキになつておれないものである」と、池田政権の対応を批判した。⁽¹⁰⁰⁾

安全保障調査会が一九七〇年問題への対応作業を始めたのは、池田首相が退陣し、後継に佐藤栄作が選ばれてからだつた。⁽¹⁰¹⁾見直し作業の中心となつたのは、太平洋戦争時の海軍省軍務局長であり、戦後に政治家へと転身し、当時は安全保障調査会副会長であった保科善四郎である。⁽¹⁰²⁾

保科は日本の安全保障体制の強化を主張し、安全保障会議の設置や防諜法令の制定、防衛庁の省昇格などを重視したが、特に关心を寄せたのが、安保条約の継続と運用であつた。保科は、廃棄通告の規定を問題視し、「日米安保体制をつねに安定した基礎の上におくべきだ」との考え方から、第一〇条の改定、つまり、固定期限を一〇年再延長することを主張した。⁽¹⁰³⁾

また保科は、岸と同じく、安保条約が相互的でないことに不満を持つていた。安保条約は「日本が攻撃されたときは、アメリカが守つてくれ、アメリカが攻撃された場合は、日本は守ることはしなくていい」という偏務的な条約

で、日本は基地だけを与えているのが現実」であり、「核持ち込みをやらないとか、海外派兵はやらないとかこんな考えは、国民感情を気にしすぎている」というのが保科の認識であった。⁽¹¹⁵⁾

しかし、保科も一九七〇年に安保条約の内容を改めることは主張しなかった。保科にとつて当面の課題は、一九七〇年は現行条約のまま一〇年固定延長し、その間、日本の安全保障体制を整備することだった。⁽¹¹⁶⁾ そして会長代理として安全保障調査会の取りまとめを行った保科は、一九六六年五月六日、一九七〇年問題への対応も含めた安全保障政策構想を私見のかたちで発表する。「保科試案」と呼ばれたその内容は、それまで保科が発表してきた論文を下敷きにしたものだが、中国の核実験やヴェトナム戦争など、国際情勢の変化に対応するため、安保条約を一〇年さらに固定延長し、その後は五年ずつ延長していく方針を明らかにした。そして、憲法改正への取り組みや、核の持ち込みの容認など、日本の安全保障政策を全面的に見直すことを主張した。⁽¹¹⁷⁾

だが、こうした固定延長論には、国内世論のみならず、自民党内からも批判が出た。批判の中心にいたのは、池田前首相の側近たちだった。岸が「フォーリン・アフェアーズ誌」に論文を掲載したのと同じ一九六五年、宮澤喜一は自身の著作のなかで、安保条約をより相互化する考えを批判した。安保条約が「かりに双務的なものでなく、片務的であつたとしてもなにもアメリカは日本のために、日米安保条約を結んでいる」というだけでなく「自分のためにもなると思つて、やつてているんですから、それだけ日本に価値がある、と思つておればいいわけです」というのが、宮澤の主張だった。⁽¹¹⁸⁾

「保科試案」が発表されると、池田政権で外相をつとめ、当時、外交調査会会长代理だった小坂善太郎が保科への反論を展開した。⁽¹¹⁹⁾ 小坂の論文「もう一つの自民党安保構想」を簡潔にまとめるると、一九七〇年を危機の年と考え、安保反対運動との対決を呼びかける考え自体が間違っているものであつた。なぜなら、「そのような不安定な政治

情勢であるならば、かりに十年延長しても意味がない。条約は関係国の信頼感がなければ空洞化する」からである。⁽¹¹⁾ 固定期限に反対するグループは、安保条約を守るため改定を行うこと自体が条約を解消の危険にさらすと考えた。彼らは、固定期限がきたとしても、それは廃棄通告が有効になるだけで条約自体は無期限に続くので、条約をいじらず、そのまま延長させることを支持した。こうした立場は自動延長論と呼ばれた。

内外の反発を受け、安全保障調査会は、保科を委員長とし、池田政権で官房長官、外相をつとめた、自動延長派の大平正芳も加えた小委員会をつくり、そこで調整をはかった。その後に完成した第一次中間報告は、大平らの意見もあって憲法改正などの項目が取り除かれたが、一〇年の固定延長は盛り込まれることになった。安全保障調査会が第一次中間報告を自民党執行部に提出したのは一九六六年六月のことである。⁽¹²⁾

日本国内でふたつの延長論がそれぞれ展開されていたころ、米国も一九七〇年問題への対応を検討し始めていた。米国は当初、安保条約の延長を楽観視していたようである。国務省は、少なくとも一九六九年か一九七〇年までは保守勢力が日本の政権を担うと分析し、駐日大使館も、日本を自由主義世界と協調させる米国の政策が成功をおさめたと評価した。⁽¹³⁾

米国政府が一九七〇年問題への対処方針策定を急いだきっかけは、一九六五年二月に開始した米国の北爆と、それに対する日本国内の動揺だった。同年五月一九日、駐日大使館は、北爆によつて日本の対米感情が悪化したこと⁽¹⁴⁾を指摘し、「六〇年安保騒動以来の日米関係の危機」とワシントンに警告した。⁽¹⁵⁾

駐日大使館が本格的な対日政策の再検討を要請したのは、それから二か月後のことだった。七月一四日、ラスク(David Dean Rusk) 国務長官宛てのメモの中でライシヤワー(Edwin O. Reischauer) 駐日米国大使は、日本の左派が安保条約の廃棄が可能となる一九七〇年を狙つておる危険性を指摘し、「()」のような状況下においては、一

九七〇年までの日米関係を十分に保障するような、友好的な長期傾向をもはや期待することはできない」ため、「日米関係の中で最も脆弱な」問題である沖縄問題も含め、復活した日本のナショナリズムに対応した、新たな対日政策の研究を開始するよう進言した。⁽¹⁵⁾

ライシャワーの要請を受け、ワシントンは対日政策の検討作業に乗り出した。ラスクは、国務省と国防総省との間で合同研究を開始するようマクナマラ（Robert Strange McNamara）国防長官に勧告し、省庁間上級グループ（Senior Interdepartmental Group, SIG）、次いでSIGの下級組織である地域研究極東班（Interdepartmental Regional Group/Far East, IRG/FE）に検討を委ねた結果、四つの対日政策文書が出来上がった。⁽¹⁶⁾ その中で、一九七〇年問題について検討したのが「日米安保条約」であった。

一九六六年五月に出来上がった「日米安保条約」は、米国政府がとるべき一九七〇年問題への対処方針として次の三つを決定した。ひとつ目が、「一九七〇年以降も現在の安保条約を維持すること」。ふたつ目が、「条約の修正や固定延長をしないこと」。みつめ目が、「一九七〇年以降も条文を変えずに条約を維持する方法について、ライシャワーは佐藤首相と協議すること」、また、「今後日米関係に影響を及ぼすと予想される沖縄問題は別個に検討する」とある。⁽¹⁷⁾

同文書は、安保条約の変更に反対する理由として、そもそも米国は安保条約を無期限と想定していたことをあげている。また、仮に条約を修正するとなれば、安保改定のために行つた様々な妥協が両国の国会・議会審議で攻撃され、様々な付属協定の「明確化」や「再定義」が必要になる。つまり、たとえ条約期限のみの改定であったとしても、それは条約の他の部分の再検討を呼び起^こしてしまい、結果、安保条約そのものの安定性を壊してしまふと指摘したのである。安保条約のこうした状態を、同文書は「パンドラの箱」になぞらえた。⁽¹⁸⁾

安保改定のときと異なり、安保延長の議論では、米国政府は固定期限をつけることを望まなかつた。「日米安保

条約」は、付属協定も再交渉の対象になる、つまり、条約の再交渉が「密約」に波及するのを米国が恐れたことを示唆している。⁽²⁰⁾ 安保改定時に固定期限を主張した米軍部をはじめ、このとき米国政府が固定延長を取り上げなかつたのは、この「密約」再交渉の回避も関係していると思われる。

では、安保条約を自動延長するとして、条約廃棄の可能性を米国政府はどう考えたのだろうか。条約廃棄の問題についてライシャワーは、さきほど触れた対日政策の見直しを進言した一九六五年七月一四日のメモで、日本の左派が一九七〇年に安保条約の廃棄をねらっていると警戒する一方、日本は経済力を増強し、政治的緊張がやわらいでいることなどから、米国にとって好ましい傾向は一九七〇年まで続くと分析した。⁽²¹⁾ そして、そうした傾向の阻害要因となつたのがベトナム戦争であり、沖縄問題であると考えていた。また、やや時代は飛ぶが、一九六八年一月、米国政府のインテリジエンス・コミュニティは、日本が今後五年から一〇年は自由世界との協調を維持し、一九七〇年以後の安保条約の維持も、沖縄問題を別にすれば大きな反対はないであろうと予測している。⁽²²⁾ つまり、米国政府は、安保条約の延長に支障をきたす要因は沖縄問題であり、その問題をうまくコントロールすれば、条約の延長は順調に進むと判断したのである。

それでは、一九七〇年問題に対し、日本政府はどのような考え方を持ったのだろうか。外務省は一九六六年四月、「日米安保条約の問題点」と題する公式見解を発表した。この「日米安保条約の問題点」の中で外務省は、安保条約の第一〇条は、一〇年過ぎたら期限が切れるといった性質のものではなく、ただ単に固定期限が切れるだけで、条約はその後、何もしなくても自動的に延長するものであるとの見解を述べた。条約をどう延長するかは政府が選択する問題であると明言は避けたが、外務省の方針は自動延長を示唆していた。⁽²³⁾

当時、北米局長として「日米安保条約の問題点」を作成した安川壮は、のちに回想録で、固定延長に反対した理

由を二点あげている。ひとつは、条約の固定延長のために条約を改正すれば国会の承認が必要となり、こちらの方が第二の安保騒動を招来する可能性が大きいこと。もうひとつが、固定期限を延長するだけの改定案が米国に提示されれば、米上院で日本より大きな軍事負担を求める動きを引き起こしてしまうことである。⁽¹⁴⁾

では、首相である佐藤はどう考えていたのか。米国や外務省と違い、佐藤は必ずしも固定延長に反対ではなかつた。そもそも佐藤政権 자체が池田政権に反発する議員に支持されており、また佐藤自身、以下で述べるように、首相就任直後、憲法改正などに積極的な姿勢を見せていました。

一九六四年一月、佐藤は自民党総裁選挙への出馬の準備として、自身の政権構想をまとめるブレーン・グループを立ち上げている。「Sオペ」の名で知られるこのグループの討議の結果、沖縄問題が佐藤政権の中心課題のひとつにえられるが、大きな論争の的となつたのが、佐藤政権が憲法改正に取り組むかどうかだつた。⁽¹⁵⁾最終的に憲法改正は佐藤の政権構想には盛り込まれなかつた。首相就任直後の記者会見で佐藤が「みんなでもう一度、憲法をよく読み直そう」と発言することでこの問題はいつたん幕が引かれた。⁽¹⁶⁾

だが、一九六四年一二月、ライシヤワー大使と会談した際、佐藤は、核兵器への関心を示し、今後数年で日本は防衛問題を見直し、今はまだ機が熟していないが、憲法も改正しなければならない旨の発言を行つた。⁽¹⁷⁾そして一九六六年二月五日、衆議院予算委員会で佐藤は、次のような答弁を行つて固定延長を示唆した。

「この安全保障条約のその期限が到来いたしました際に、ただ単に条文上のたてまえから、一方が通告しない限りこれは存続するのだ、こういうことだけで一国の安全は確保されることは実は考えないのであります、やはり長期的な防衛計画というものは絶対に必要だ、かような立場で安全保障条約と取り組むべきだ、かように私は考えて

論説
おるのであります。⁽¹²⁸⁾」

また、三月九日に行われた参議院予算委員会でも同様に、長期の防衛計画のもと延長問題を考えていると答弁し、同じ文言の条約を再び締結することを方法のひとつとしてあげている。⁽¹²⁹⁾さきの、米国政策文書「日米安保条約」は、佐藤には条約改定の意図はないと分析しつつも、条約の継続なり、条文を改定しない旨なりを佐藤が意思表示すれば米国は歓迎する。条約延長についての米国の意図も含め、そのことを佐藤に伝えるよう、同文書はライシャワーに勧告している。⁽¹³⁰⁾

果たして佐藤の真意はどこにあったのか。佐藤の「長期的な防衛計画」を示唆すると思われる答弁が、翌三月一〇日参議院で行われた。その日佐藤は、米国の施政権下にある沖縄が攻撃されれば、日本も沖縄の防衛に参加する意欲があると表明したのである。⁽¹³¹⁾この佐藤の沖縄防衛発言は野党の反発にあり、一六日、答弁の修正を余儀なくされるが、もし佐藤が、この沖縄防衛参加発言と、一連の固定延長発言を連動して考えていたとすれば、佐藤にとつて固定延長は、条約期限と、安保条約の適用地域の変更を伴うものだったのかもしれない。

だが、佐藤はそれ以上自説を展開せず、固定延長論からの軌道修正をはかりはじめる。四月、外務省は「日米安保条約の問題点」を発表するが、その前月の三月二九日、佐藤は日記に「外務省と安保で打合せをする」と書き込むなど、外務省の延長方針に関与したことをほのめかしている。⁽¹³²⁾そして、自民党の安全保障調査会の中間報告が六月二二日に発表され、翌月の七月一日、ライシャワーは佐藤に米国政府の見解を説明した。⁽¹³³⁾

同月七日、日米貿易経済合同委員会への出席のため来日したラスクは、佐藤と会談を行う。この会談で佐藤は、一九七〇年以降、安保条約を一〇年固定延長するとの新聞報道があるが、日本政府はそうした決定をしておらず、

安保条約は引き続き存続すること、そのための最善の方法を考慮している旨をラスクに伝えた。ラスクも、重要なのは両国が条約の存続を望むかどうかであると応じていて。そして佐藤は、安保条約の変更は米上院よりも日本の国会に困難があり、自民党の中間報告も政府の政策とは考えていない、と述べた。ラスクは、安保条約の議論が俎上に載れば、米国内でも安保条約への批判、条約が米国にとって一方的なものであるとの批判が生じることを佐藤に伝えている。⁽¹³⁴⁾ この佐藤・ラスク会談が、条約延長方式に対する、日米両政府の事実上の合意の場となつた。

このとき佐藤は、固定延長論を否定しつつも、延長方式の選択について明言を避けている。しかし、米国側は、こうした佐藤の態度に不安を抱かなかつた。⁽¹³⁵⁾ また佐藤も、翌年の一九六七年二月一〇日の日記に「又日米安保体制の堅持と延長の型式等につき意見交換。かねての方針の確認」を外務省と行つたと書き込んでおり、佐藤が自動延長の方針を選んだことは明らかだつた。⁽¹³⁶⁾

この佐藤・ラスク会談以降、自動延長の方針は日米間で徐々に浸透していった。一九六七年に入り、一月の総選挙で保科ら固定延長論の議員が落選した。続く三月に訪米した岸は、ラスクやマクナマラと会談した際、ラスクから固定延長は困難との見解を聞かされる。⁽¹³⁷⁾ この岸訪米の結果は、延長方式の議論に少なからぬ影響を与え、自民党内で固定延長論がしほむきつかけとなつた。⁽¹³⁸⁾ また、ラスクが岸に自動延長を表明したことは、米国政府の延長方針が初めて内外に明示されたことにもなつた。⁽¹³⁹⁾

この一連の流れにより、岸がのぞんだ固定延長の実現は困難となり、憲法改正と条約再改定の連動も難しくなつた。安保騒動の影響は大きく、外務省も米国も、条約をさらに対等にすることよりも、条約が不安定になることの回避につとめた。のちに宮澤喜一は、安保改定後、憲法改正を、岸は弟である佐藤が実現することを期待していたと推測した。⁽¹⁴⁰⁾ また、岸自身、後年のインタビューのなかで、池田や佐藤が憲法改正を取り上げなかつたため、佐藤

のあとにもう一度首相に復帰することすら考えたという。⁽¹⁴⁾しかし、その佐藤も岸の固定延長論を採用しなかつた。佐藤自身、条約をどう延長するか、さまざまな可能性を模索したと思われるが、最終的に選択したのは自動延長であつた。⁽¹⁵⁾固定延長論から軌道修正した経緯を見る限り、佐藤が自動延長を選んだ理由も、外務省や米国と同一のものとみてよいであろう。

だが、佐藤は自動延長の方針を内外に公表するには慎重であった。一九六八年六月一日、船田中安全保障調査会長が自動延長の方針を発表したが、あくまでそれは船田個人の見解とされた。⁽¹⁶⁾日本政府として自動延長の方針を明らかにしたのは一九六九年五月、沖縄返還交渉の開始とともに愛知揆一外相からロジャーズ（William P. Rogers）国務長官に申し入れたときであり、正式な自民党の党議となつたのは一〇月であった。

佐藤がこうした慎重姿勢をとつた理由は、佐藤・ラスク会談の翌年、一九六七年から本格化した、沖縄返還交渉が関係していると思われる。延長方式を公言するタイミングによつては安保反対運動を刺激し、沖縄返還交渉に支障が出る恐れがあつた。また、沖縄の施政権返還の様態がどのようなものになるのかも不明であつた。沖縄返還問題は、佐藤政権の中心課題として位置づけられていた。そのため、条約の延長方式も、沖縄返還の様態が定まるまで明言を避ける。佐藤の慎重姿勢の裏には、こうした考えがあつたと推察される。⁽¹⁷⁾

安保条約の延長のためには沖縄の施政権返還問題の進展が必要であるとの認識は、一九六〇年代半ばから、外務省や国務省・国防総省の中堅幹部を中心に広がり始めた。⁽¹⁸⁾やがて一九六七年に入ると、沖縄の施政権返還が本格的に検討されるようになった。

例えば、一九六七年八月、バンディ（William P. Bundy）国務次官補は米軍が沖縄基地を自由に使用できるかたちの沖縄施政権の返還を検討したが、バンディの判断の裏には一九七〇年問題についての懸念があつた。バンディ

は次のように述べている。

「日本は一九七〇年までに返還を可能とする交渉が完了することを希望している。この期日は重要だ。この年に野党は、一九六〇年以来初めて、安保条約廢棄と日米同盟否定のための運動を高める機会を得る。アメリカの琉球占領を、野党はそのための重要なポイントにしようとしている。」⁽¹⁵⁾

日本政府も外務省を中心に、沖縄施政権返還の様態を検討していた。外務省幹部を中心に支持されていたのは、米軍が沖縄の基地を安保条約の制約（事前協議）なしに使用できる、特別取り決めの下での返還であった。しかし、この方針を佐藤は取り入れなかつた。このとき日本国内では、沖縄を日本本土と同じ条件で復帰させる「核抜き・本土並み」の要望が強まつていた。⁽¹⁶⁾

このとき佐藤が選択したのは、情勢の変化を待ちつつ、かつ返還への道筋をつけるため、一九七〇年までに返還時期を決定する、いわゆる「両三年」の方針であった。「両三年」に返還時期を決定する考えは、ライシャワー元駐日大使からヒントを得て、大濱信泉沖縄問題等懇談会座長が中心となつて練り上げたものであつた。⁽¹⁷⁾先述したように、ライシャワーは米国政府内で、安保条約の延長のために、米国の対日政策見直しを主導した人物である。一九七〇年までに沖縄返還の時期を決定する。すなわち、安保条約が延長されるまでに、沖縄の施政権問題に決着をつけ、条約の安定をはかる方策である。一九六七年一一月に行われた日米首脳会談の結果、この方針は佐藤首相の要望のかたちで共同声明に盛り込まれることとなつた。

翌一九六八年に入り、エンタープライズ寄港問題、王子野戦病院問題、九大ファントム墜落事件などが重なつた

結果、駐日米国大使館は一九七〇年の安保条約延長の確実性が減少しているという分析を行つた。⁽¹⁴⁾ 同年一月一〇日の琉球主席選挙で革新側の屋良朝苗が当選すると、スナイダー（Richard L. Sneider）国務省日本部長は、沖縄返還の取り決めなしに一九七〇年を迎えることがないよう、間接的に米国次期政権に警告している。⁽¹⁵⁾

そしてニクソン（Richard M. Nixon）へと大統領が交代した米国は、改めて延長方式の検討を行つてゐる。一九六九年四月二八日に提出された最終版の国家安全保障研究覚書（NSSM五）のなかで、米国新政権は次の三つの方法を検討した。条約強化のための改定、固定延長、自動延長である。改定と固定延長は、日本の役割強化や沖縄返還への取引を日本から引き出せるメリットがあつたが、一九六六年のときと同じく、改定にともなうリスクが指摘された。他方、自動延長は条約の廃棄が可能になり、条約が常に安保反対運動の攻撃にさらされるが、両国の議会審議など、条約の安定を損なうリスクは最小化できると判断した。⁽¹⁶⁾ 米国は廃棄通告が有効になつても条約が廃棄される可能性は低いと判断し、改めて自動延長が最善と確認した。⁽¹⁷⁾

米国が安保条約の延長方式を再確認するなか、一九六九年六月、岸は一冊の小冊子を自民党広報委員会から出版した。『安保条約改定のいきさつとその背景』と題したその著作のなかで、岸は安保条約の延長について次のように述べている。

「私は、現下内外の情勢からみて、自動延長が最も適当だと考へてゐる。」⁽¹⁸⁾

一九六八年の時点で岸は固定延長を諦めていなかつたが、自民党のパンフレットのかたちで固定延長の断念を表明し、自動延長の支持にまわることになつた。一九六九年一二月、沖縄返還の日米合意が実現し、同月の総選挙で

安保条約の自動延長をかかげた自民党が勝利する。安保条約が自動延長を迎えたのは一九七〇年六月二三日のことであり、無期限と廃棄通告規定を組み合わせた条約期限は、今日まで続いている。

結論

安保条約にどのような期限をつけるか。ここまで見てきたように、米国は条約の安定装置として期限をとらえ、日本は対等な日米関係を構築する手段としてそれをとらえた。安保条約における条約期限の歴史は、この両者のとらえ方の違いがせめぎあう歴史だったと言つてよい。

旧安保条約の第四条は、条約を無期限にすることで米軍駐留の安定を確保したい米国の主張を取り入れたものだつた。米軍の駐留が占領の継続ととらえられ、日本人の独立心を傷つけることを懸念した日本政府は一〇年の固定期限を主張したが、かなわなかつた。

無期限に続く条約には、条約関係を永久に固定するものとの批判があつた。仮に米国との安全保障関係の継続を是認するとしても、他の不平等な条項を無期限に固定してしまうようにとられるところがある。日本国内の安保条約に対する反発はそのことによつてさらに高まり、条約の安定にかえつてマイナスの結果となつた。

日本は条約期限の問題も含め、旧安保条約の不備を是正し、条約を対等なものにする改定を望んだ。条約期限の問題では、日本は自国の意思だけで条約の存廃を決められるようになることを求めた。新安保条約の第一〇条はその日本の主張を組み入れたものとなり、一〇年の固定期限がおかれ、それが満了すると条約は無期限に続くが、日本いすれかの意思のみで条約を廃棄できるようになつた。

日本国内には、この固定期限を条約再改定のタイム・スケジュールとして考える構想があつた。一九五七年に訪

米した時点で岸は、旧安保条約の不平等な部分を改めたあと憲法を改正し、固定期限が切れたタイミングで相互防衛条約へと切り替える、二段階の安保改定を構想していた。一九六〇年に旧条約が改定され新安保条約ができた後も岸は、条約をより対等な相互防衛条約に再改定するために固定期限を利用しようと考へた。一九六〇年代半ばには一九七〇年に固定期限が切れる条約をどうするかが日米両国で議論されるようになった。このとき岸は、憲法改正と条約再改定にはもう少し時間がかかるとの判断も恐らく含め、固定期限をさらに一〇年、一九八〇年まで延長することを主張した。

しかし日米両政府は、条約を再改定し、固定期限をさらに一〇年延ばすことはしなかった。岸の考へは安保条約をさらに相互的なものにするのに役立つかもしれないが、安保反対運動を刺激し安保騒動のような事態の再来を招くかもしれない、条約の安定をそこなう、と危惧したためである。

このため新安保条約における一〇年の固定期限は、憲法改正や安保再改定の契機とはならなかつた。だがそれは、沖縄返還の進展に貢献する。

日米両政府は安保条約を自動延長することに決めたが、それは一九七〇年以降、両国どちらかの通告後一年で条約の廃棄が可能になることを意味した。もし沖縄をめぐるさまざまな問題を放置すれば米国の沖縄統治への批判が高まり、それが反米運動となつて安保条約廃棄の圧力となりかねない。こうした不安から、日米両政府は一九七〇年までに沖縄返還の時期を決定することに事実上合意した。そして一九六九年に沖縄返還の日米合意ができたことで、安保条約は安定的に自動延長されることになつた。第一〇条は、沖縄返還を促進し、広い意味での日米関係の対等化に寄与したといえるだろう。

安保条約は一九七〇年以降、日本の意思のみで廃棄が可能な状態になった。かつての米国には、そういう状態には条約解消の危険が常にあり、日米関係を不安定にするとの懸念もあった。しかし、その後、日本が条約廃棄を米国に提起することはなかった。いつでも条約をやめることができるのは、必ずしも条約を危機にさらすことにはならなかつたわけである。そうなつた理由としてさまざまなことが考えられる。安保条約の不備が是正され、日本国民に受け入れやすいものになつたことや、沖縄の施政権返還問題といった、条約関係を見直すきっかけになるような問題が解消されたことなどがもちろんあげられる。

だが本稿の関心からいえば、固定期限のような、条約内容の見直しを促す規定が効力を失つたこと自体も理由として無視できないと思われる。固定された期限を迎えることは、締約国がその条約のメリット・デメリットを考えるきっかけになるが、そのときの情勢次第でメリットが評価されるとは限らず、デメリットの方が強調されることもあり得るからである。

本稿で見たように、日米両国は日米安保条約の成立以来、約二〇年間、条約の期限について様々なかたちを模索したが、一九七〇年の安保条約自動延長により、日本が求める対等性と米国が求める安定性のバランスがとれた条約期限を得ることになった。米国の同意なしに条約を廃棄できることは、日本が独立国家として米国と対等に条約を結んでいるという形式を日本に与えた。条約に固定期限がなくなつたことは日米の安全保障関係を安定的なものにした。日米両国は互いが望む限り（一年後の廃棄を通告しない限り）、無期限に条約を続けることができるのである。

こういう条約期限のかたちは日米両国の安全保障協力における信頼関係の成長を示すものといえる。旧安保条約締結の際に米国が固定期限を認めなかつたのは、期間満了後に日本が条約を解消する可能性が高いと判断したため

であつた。旧安保条約を改定する際、日本を満足させるため米国は廃棄通告権を認めたものの、それと同時に、すぐには条約が廃棄されることがないよう、一〇年の固定期限をつけて条約を守ろうとした。だが一九七〇年に安保条

約が自動延長されるときまでには、条約が廃棄できるようになつても日本はその権利を行使しないと判断するようになつた。そういう米国の姿勢の変化は、米国が同盟国として日本を信頼していく、マッカーサーの言葉を借りれば、日米両国が「持続性があり且つ信頼性のある」関係となる過程でもあつた。

その意味で今日、条約期限が忘れられた問題となつてはいるのは、日米の安全保障関係が相互の信頼に基づき相当に永続性のある同盟関係となつてはいる、何よりの証といえるかも知れない。

- (76) このときの米国草案の特徴については、原「日米関係の構図」一四一一四七頁。
- (77) 安保条約と適用地域の問題については、坂元「日米同盟の絆」第五章。
- (78) 前掲「安全保障調整に関する基本方針（案）」『絆緯①』。
- (79) 「沖縄を条約区域に含ませる場合の問題点」（昭和三三年一〇月九日、条約局参事官）『絆緯①』。
- (80) 「安保条約改正試案の問題点」（一九五八年一〇月一四日、アメリカ局参事官）『絆緯①』。
- (81) 「日米安全保障新条約に於ける沖縄小笠原の取扱について」（昭和三三年一月一〇日、アメリカ局安全保障課長）『絆緯①』。
- (82) 「安全保障に関する日米新条約案（三三・一一・四）に関する説明」（昭和三三年一一月五日、アメリカ局安全保障課長）『絆緯①』。
- (83) 坂元「日米同盟の絆」一四六一四七頁。
- (84) 「日米相互協力及び安全保障条約交渉絆緯」（昭和三五年六月、アメリカ局安全保障課長）外務省サイト「いわゆる「密約」問題に関する調査結果 報告対象文書（一五点）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/mitsuyaku/pdfs/t_1960kaku.pdf（二〇一九年九月二〇日アクセス）。

- (85) 「三月二八日藤山大臣在京米大使会談録」〔経緯(3)〕(0611-2010-0791-03, 外務省外交史料館所蔵)。
- (86) 「四月一日藤山大臣在京米大使会談録」〔経緯(3)〕。
- (87) 原『日米関係の構図』一七二一—七五頁。
- (88) 「河野一郎氏のハーテー國務長官及バーンズ國務次官補との会談内容に関する件」(昭和三四年一月一一日、島大使)『経緯(5)』(0611-2010-0791-05, H22-003, 外務省外交史料館所蔵)。むつしむ、当時の河野は自民党内で反主流派の立場にあり、こうした発言が河野の真意であつたかどうかについては注意が必要である。この時の河野の政治的立場については、原彬久『戦後日本と国際政治』(中央公論社、一九八八年)第八章参照。なお、この河野の提案について岸は、後年「えりせ（アメリカと）交渉などやつはない、どうことを前提として考えておつたんやす」と振り返っている。原編『岸信介証言録』一一一一一—一一一四頁。
- (89) Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, Washington, December 9, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Volume, XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 242-243, Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 14, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Volume, XVIII, JAPAN: KOREA, pp. 245-246.
- (90) 「昭和三五年五月一四日衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会」[証] 国会会議録検索システム <http://kokkaindl.go.jp> (110一九年七月一〇日アクセス)。
- (91) 「一九七〇年問題」の定義については、朝日新聞安全保障問題調査会『朝日市民教室「日本の安全保障」別巻 安保問題用語・資料集』(朝日新聞社、一九六七年)一一一—一一頁。
- (92) 東郷『日米外交三十年』九九一—〇〇頁。
- (93) Nobusuke Kishi, *Political Movements in Japan, Foreign Affairs*, October, 1966, なお同論文の日本国内における反響の大いにあがく、のちに日本語の原文が公開される。岸信介「日本の政治の動向—自民・社会・公明三党の将来」『世界週報』第四六卷第四二号(一九六五年一〇月一九日)六一一六九頁。
- (94) 岸信介「岸信介、沈黙を破る」『実業の世界』第六〇卷第六号(実業之世界社、一九六三年六月)四九頁。
- (95) 岸信介「十年の確定延長が必要である」読売新聞国際情勢調査会編『一九七〇年—安保改定へのアプローチ』(読売新聞社、一九六六年)二二二頁。ただし、一九六八年の講演では、岸は次のように述べている。「自民党の政治家は安保条約

の問題という非常に重大な問題に關しては、少なくとも各条を検討して、もしその内容において間違つておるならば、これを今度の一九七〇年には改定をするし、またよければこれでいくということをひとつ十分に検討してもらいたいと思うのであります。」岸信介『日本の進路』（自由民主同志会、一九六八年）一七頁。ただし、岸が一九七〇年までに憲法改正や安保再改定ができると現実的に考えていたかどうかには疑問が残る。本論で述べたように、一九六七年を境に固定延長論は徐々に力を失つており、日米間の中心的な問題も、沖縄の施政権返還問題に移つてゐた。このときの岸の力点は、自民党内での安保条約に対する認識の向上にあると思われる。

- (96) 原編『岸信介証言録』一四五頁。
- (97) 岸『日本の進路』二九頁。
- (98) 「特集 日本の防衛と安保改定」『経済時代』第三二巻第四号（一九六六年四月）八一九頁。
- (99) 岸『日本の進路』二八頁。
- (100) この時の中間報告については、自民党安全保障調査会編『日本の安全と防衛』（原書房、一九六六年）二九一四四頁。
- (101) 自民党内における池田政権への批判勢力については、池田慎太郎『池田外交と自民党—政権前半期を中心として』波多野澄雄編著『池田・佐藤政権期の日本外交』（ミネルヴァ書房、二二〇〇四年）参照。
- (102) 防衛官僚だった海原治によると、海空技術懇談会など旧海軍の団体がこうした作業に関わつたという。政策研究大学院大学C.O.E.オーラル政策研究プロジェクト『海原治（元内閣国防会議事務局長）オーラルヒストリー 下巻』二二〇一二一頁。
- (103) 保科の経歴については、保科善四郎『大東亜戦争秘史—失われた和平工作 保科善四郎回想記』（原書房、一九七五年）、河村幸一郎編『至誠動天』（日本国防協会、一九八九年）参照。
- (104) 保科善四郎『国連強化まで安保体制を長期・安定の基礎の上に』『読売新聞国際情勢調査会編』一九七〇年—安保改定へのアプローチ』一三六一四〇頁。
- (105) 保科善四郎『積極的防衛と安全保障問題—日米安保を背景に自主防衛推進』『経済時代』第三二巻第四号（一九六六年四月）二〇一二二頁。
- (106) 他方、同じ固定延長論でも、賀屋興宣は一九八〇年以降であつても条約内容の改定は不必要であるとの立場であつた。

賀屋興宣「日本の防衛と安全保障——日米安全保障条約の意義と効力」『経済時代』第三一卷第四号（一九六六年四月）一四一—七頁。

(107) 「保科試案」の作成は、保科自身が構想をまとめ、保科と同じ旧海軍軍人であり、軍事評論家であった久住忠男が内容を仕上げたといふ。朝日新聞社『自民党 保守権力の構造』（朝日新聞社、一九七〇年）八六頁。

(108) 「保科試案」の内容については、『朝日新聞』一九六六年五月七日朝刊」、二二面。

(109) 宮澤喜一『社会党との対話——ニュー・ライトの考え方』（講談社『ワオングスクス、一九六五年』）二二〇一頁。宮澤の同著作の位置づけについては、中島信吾『戦後日本の防衛政策——「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）二二〇四—二二〇八頁参照。

(110) 『朝日新聞』一九六六年七月一九日朝刊一面。

(111) 小坂善太郎「もう一つの自民党安保構想——一九七〇年は危機の年なのか」『朝日ジャーナル』第八卷第三三三号（一九六六年八月七日）八八一九三頁。

(112) 中間報告の内容については、渡辺洋三、岡倉古志郎編『日米安保条約——その解説と資料』（労働旬報社、一九六八年）一四八一—一六一頁。

(113) Department of State Policy Paper, Washington, June 26, 1964, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part2, Japan, p. 16.

(114) Airgram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 4, 1964, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 51-52.

(115) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, May 19, 1965, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 86-90.

(116) Memorandum From the Ambassador to Japan (Reischauer) to Secretary of State Rusk, Tokyo, July 14, 1965, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 104-110.

(117) Letter From Secretary of State Rusk to Secretary of Defense McNamara, Washington, September 25, 1965, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 127-129. 国の覚書のべや、「日本防衛力」「日米安保条約」「日米関係全般」は「一九六六年五月」七日に完成し、「我が琉球基地」は同年八月二十四日に完成した。

(118) U.S. - Japan Security Treaty, May 27, 1966, *National Security Archives* (証文 NSA 用語), 00571.
説

(119) Ibid.

(120) 河野康子「中継返還と地域的役割分担論（1）—危機認識の位相をどうみる？」『法連志林』第104卷第1号（1100八年）四六頁。

(121) Memorandum From the Ambassador to Japan (Reischauer) to Secretary of State Rusk, Tokyo, July 14, 1965, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, p. 105.

(122) National Intelligence Estimate, Washington, January 11, 1968, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 256-257.

(123) 「日米安保条約の問題点」の内容に「トトロ、データベース『世界の日本』」http://worldjpngrips.sac.jp/documents/texts/JPUS_19660416_OJ1.html (110一九年七月) 10日ト々セス。

(124) 安川壯「忘れ得ぬ思い出—これからの中日米外交 パールハーバーから半世紀」（世界の動き社、一九九一年）七六頁。

(125) 自民党憲法調査会長であった愛知揆一が憲法改正を佐藤政権の課題として支持し、他のメンバーは憲法が国民に定着し難いことを理由に反対した。千田恒『佐藤内閣回憶』（中公新書、一九八七年）一一八頁。

(126) 楠田實「『暗暎同機』の政治—あとがきに代えて」楠田實『楠田實日記—佐藤栄作総理首席秘書官の110000日』（中央公論新社、1100一年）八六五頁。

(127) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, December 29, 1964, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 55-56. 佐藤のリバーサルした発言の裏には、吉田茂の影響があったかもしれない。佐藤がライシャワーの会へ直前、吉田は辰巳栄一宛ての書簡のなかで「国防問題の現在二付深く責任を感じ居候次第ハ先日申上候通ニ有之、佐藤首相其他ニモ右親敷申通居候」と、国防問題について佐藤に進言したことを述べてゐる。財団法人吉田茂記念事業財団編『吉田茂書簡』（中央公論社、一九九四年）三九四頁。

(128) 「昭和四一年一月五日衆議院予算委員会」（証文）国会会議録検索システム <http://kokkaindl.go.jp> (110一九年七月) 10日アクセス）

(129) 「昭和四一年二月九日参議院予算委員会」（証文）国会会議録検索システム <http://kokkaindl.go.jp> (110一九年七月) 10日アクセス）

安保条約期限に関する考察（二・完）

- (130) NSA, 00571.
- (131) 「昭和四一年三月一〇日参議院予算委員会一一号」国会議事録検索システム <http://kokkaindl.go.jp> ((110-19年七月一〇日トタセス)。なお、この日佐藤は条約延長と長期防衛計画にられた答弁をレコード。
- (132) 『佐藤榮作日記 第一巻』（朝日新聞社、一九九八年）四〇二一頁
- (133) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, July 2, 1966, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 142-146.
- (134) Memorandum of Conversation, Tokyo, July 7, 1966, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, pp. 149-150.
- (135) 例えば、一九六七年八月三〇日に開かれた国家安全保障会議でラスクは、米国が安保条約の改定を望むなどとの同様、日本もそれを望んでいたと発言した。Memorandum for the Record, Washington, August 30, 1967, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XX IX, Part2, Japan, p. 200.
- (136) 『佐藤榮作日記 第三巻』四七頁。
- (137) 武内大使発外務大臣宛電信「岸元総理とラスク国務長官及びマクナマラ国防長官との会談について」（昭和四一年三月三一日）『日米関係（沖縄返還）47』(0600-2010-00038, H22-021, 外務省外交史料館所蔵)。
- (138) このやめの状況について安川は、自身が在フィリピン大使に転出する一九六七年までは自民党内で固定延長論は強い勢力やあつたが、岸・ラスク会談を経て、一九六九年頃になると固定延長論はすっかり影をひそめたと回想している。安川『忘れ得ぬ思い出とこれからの中米外交』七七頁。
- (139) 『朝日新聞』一九六七年三月二四日夕刊一面。
- (140) 御厨貴編『聞き書き 宮澤喜一回顧録』（岩波書店、一〇〇五年）一八二頁。
- (141) 原編『岸信介証言録』三八七頁。
- (142) 佐藤の首席秘書官の楠田實は一九六七年一一月一三日の日記のなかで、「党内の右派と言われる賀屋興宣、千葉三郎らが頻繁に会うが、このまにかその意見が総理の考え方とならぬて出でてゐる」と述べている。楠田實『楠田實日記』一四〇頁。また、同月二三日に、「生意気のようだが、総理の国を守る気概にしても、賀屋さんの的なものとは違うんだということにならないと、国民はついてない」。新聞記者には、総理の考え方は岸（信介）さんとも賀屋さんとも発想的に違うんだと説明

- してくる」と楠田が佐藤に進言した際、佐藤は「発想的にも、表現も違つよ」と応じている。『楠田實日記』一四四一―一四五頁。佐藤の姿勢の変化は、こうした側近やブレーンによる影響が大きかっただと思われる。
- (143) 『朝日新聞』一九六八年六月一一日朝刊一面。また、の船田の私見は安全保障調査会によつて承られた。『朝日新聞』一九六八年六月一八日朝刊一面。なお、船田自身は安保条約の延長について、以前から固定延長に慎重な立場だった。船田中「國土防衛の基本的ありかた」『経済時代』第三巻第四号（一九六六年四月）一二一頁。
- (144) 一九六九年三月一〇日に佐藤は国会で核抜き・本土並みの沖縄返還方針を明らかにするが、その日の日記に佐藤は、「憲法はそのまゝ、更に自動延長の安保態勢からかく判断されても仕方がない」と記している。佐藤は、憲法と安保条約、沖縄返還を連動して考えていたと思われる。『佐藤榮作日記 第三巻』（朝日新聞社、一九九八年）四一〇頁。
- (145) 中島「沖縄返還と日米安保体制」一一〇、四四四頁。
- (146) Action Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, Washington, August 7, 1967, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part2, Japan, pp. 189-197.
- (147) 野添文彬『沖縄返還後の日米安保・米軍基地をめぐる想定』（吉川弘文館、一一〇一六年）一七一一八頁。
- (148) 中島「沖縄返還と日米安保体制」五九、七七頁。
- (149) Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, Tokyo, June 5, 1968, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part2, Japan, pp. 277-283.
- (150) Memorandum From the Country Director for Japan (Sneider) to the Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs (Bundy), Washington, December 24, 1968, *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, pp. 310-313. 一九六八年の沖縄返還をめぐる動向とてらじて、丹波琢磨「一九六八年の沖縄返還問題の展開—「核抜き・本土並み」返還の論点化」「九大法学」第一〇一号（一一〇一〇年九月）参照。
- (151) Memo, Davis to Office of the Vice President, April 28, 1969, NSA 01061. 乙のの三五二の二つは我部政明『沖縄返還へは何んへたるか』（ZHKトカタバ 110000年）第三章参照。
- (152) National Security Decision Memorandum 13, May 28, 1969, NSA 01074.
- (153) 岸信介『安保条約改定のさめさういふの背景』（自由民主党広報委員会出版局、一九六九年）一一五頁。なお同書の岸は

「本条約を再検討する余地を置く必要から、一定の期限をつける」と固定期限のねらいを解説し、六八年の講演と同様、新安保条約が「アメリカが一方的に日本を守る義務を負わされた条約」であると述べている。同二四一二五頁。